

4 東京都中小企業団体中央会

行動計画(チャンス＆サポートプラン2012)記載の内容		26年度取組実績						
1. あらゆる分野への参画の促進								
(1) 働く場における男女平等参画の促進								
<p>① 均等な雇用機会の確保</p> <table border="1"> <tr> <td>女性の参画の推進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進します。</td><td>「東京都中小企業団体レディース会」を創設するなど、女性の資質向上や活躍を促進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進</td></tr> </table>		女性の参画の推進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進します。	「東京都中小企業団体レディース会」を創設するなど、女性の資質向上や活躍を促進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進					
女性の参画の推進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進します。	「東京都中小企業団体レディース会」を創設するなど、女性の資質向上や活躍を促進 団体役員及び事務局長に女性の登用を促進							
<p>② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備</p> <table border="1"> <tr> <td>短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報提供を行います。</td><td>個別相談時に資料等を提供</td></tr> <tr> <td>パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業環境の整備を進めます。</td><td>個別相談時に随時支援とともに、情報提供</td></tr> <tr> <td>パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周知を進めます。</td><td>個別相談時にリーフレット等の資料を提供</td></tr> </table>		短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報提供を行います。	個別相談時に資料等を提供	パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業環境の整備を進めます。	個別相談時に随時支援とともに、情報提供	パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周知を進めます。	個別相談時にリーフレット等の資料を提供	
短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報提供を行います。	個別相談時に資料等を提供							
パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業環境の整備を進めます。	個別相談時に随時支援とともに、情報提供							
パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周知を進めます。	個別相談時にリーフレット等の資料を提供							
<p>③ 起業家・自営業者への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を行います。 (2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提供を行います。 (3)自ら就労の場所を創出したいシニア世代の男女に対する創業を支援します。</td><td>(1)ホームページにて組合設立の意義・手順などについて周知 (2)ホームページで組合法・団体法や国・東京都の中小企業支援策を周知 (3)ホームページで個人の創業支援ツールとしての企業組合制度を周知</td></tr> </table>		(1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を行います。 (2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提供を行います。 (3)自ら就労の場所を創出したいシニア世代の男女に対する創業を支援します。	(1)ホームページにて組合設立の意義・手順などについて周知 (2)ホームページで組合法・団体法や国・東京都の中小企業支援策を周知 (3)ホームページで個人の創業支援ツールとしての企業組合制度を周知					
(1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を行います。 (2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提供を行います。 (3)自ら就労の場所を創出したいシニア世代の男女に対する創業を支援します。	(1)ホームページにて組合設立の意義・手順などについて周知 (2)ホームページで組合法・団体法や国・東京都の中小企業支援策を周知 (3)ホームページで個人の創業支援ツールとしての企業組合制度を周知							
2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現								
(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現								
<table border="1"> <tr> <td>両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。</td><td>(1)個別相談時に支援施策の周知を図る。 (2)労働委員会で、仕事と育児両立支援のための職場環境整備と少子化対策等について検討 (3)ホームページでワーク・ライフ・バランスの推進について周知</td></tr> </table>		両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。	(1)個別相談時に支援施策の周知を図る。 (2)労働委員会で、仕事と育児両立支援のための職場環境整備と少子化対策等について検討 (3)ホームページでワーク・ライフ・バランスの推進について周知					
両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び中小企業両立支援助成金等両立支援事業の活用を促進します。	(1)個別相談時に支援施策の周知を図る。 (2)労働委員会で、仕事と育児両立支援のための職場環境整備と少子化対策等について検討 (3)ホームページでワーク・ライフ・バランスの推進について周知							

4 東京都中小企業団体中央会

行動計画(チャンス＆サポートプラン2012)記載の内容		26年度取組実績
(2)子育てに対する支援		
<p>両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行います。</p> <p>ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。</p>		<p>(1)個別相談時にリーフレット及び「中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル」等の資料を提供し、周知 (2)推進員が団体及び企業の一般事業主行動計画策定を支援</p> <p>ホームページで育児・介護休業法等の周知</p>
(3)介護に対する支援		
<p>ホームページや情報誌等を利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。(再掲)</p>		ホームページで育児・介護休業法等の周知
3. 特別な配慮を必要とする男女への支援		
(3)若年層への支援		
<p>☆ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めます。</p>		ホームページで国や東京都の若年者の雇用促進施策について周知